ある論争

新宿連絡会/山谷争議団　H

**釜ケ崎反失業連絡会の「野宿を余儀なくされている労働者の経済的自立援助に関する要望」についての意見**

　この間、国がホームレス問題についての検討を始め、それに対応するために各地の連動主体や支援団体の中で、国へのアプローチが様々な形で開始されている。日雇全協は今春に、夏から秋にかけての全国闘争(中央闘争)を取り組むことを決定し、その準備の途についた。　しかし釜ヶ崎－大阪の運動主体のイメージするものと、新宿－全都－東京の構想する闘いの作り方に大きな相違があるのではないかと疑念を感じ始めていた。「7月までのセンター開放の後、それを東京にもってくる」「日比谷公園での一週間の野営闘争」など、断片的に伝え聞く情報は、中央行動を準備する過程でよほどの内部討論を経ない限り、統一した獲得目標を確定するのは難しいと感じていたのである。

　そこに反失連の「要望」が出されるに至り、私のこの疑念は決定的なものとなった。

　正直なところ、驚き、あきれ、失望した。

　今のこの時期に、このような要望を本気で国に提出するつもりなのか。

　出すことの目的と、出すことで獲得できる成果とは何なのか。

　私は反失連の野宿労働者を主体として培ってきた運動には多くのものを学び、敬意を払う。可能な限り結合し、東西の連携を深めていきたいと心から願い、中央闘争にも前向きな姿勢で臨んでいきたいと考えてきた。しかし、この「要望」の内容では、とても一緒に闘いを組むことはできない。その理由について以下に述べる。

①運動の作り方についてー現実可能な要求とそれを実現させる大衆行動

　運動とは苦難の中にある労働者が主体となって進め、具体的な成果を一つづつ獲得していくことである。それがどんなにちっぽけな成果であったとしても、行動したことの成果が実を結んだ時の達成感は、次の希望へとつながっていく。だから運動主体は、様々ある課題の中から、一番優先されるべき問題を要求として練り上げ、権力との彼我の力関係の中で現実可能なラインを判断し、要求内容として確定していかねばならない。

　かつ重要なのは、その要求を我が物としようとする労働者の意思である。

　「プロレタリアートの武器の政治を獲得せよ」とかつて船本州治が言ったように、労働者の意思＝政治に裏打ちされていない要求は、負け戦を前提とした犬の遠吠えであり、そんなものは底辺・下層労働者の闘いには無縁だ。

　「要望」には、釜ヶ崎労働者の意思によって支えられているという息吹が感じられない。

　「100億円くれ!」などと国に泣き付くことが、釜ヶ崎労働者の政治だとしたら、今までの大衆行動は一体なんだったのか。いくらかかるかなど我々には関係ない。国家の予算がいくらで、地方自治体の予算がどれくらいの規模なのかなど、はっきり言って「他人の都合」だ。大阪市が「金がない!」と悲鳴を上げたら、「それはそれでやむを得ない」と納得してしまうつもりなのだろうか。ご丁寧にも100億円の内訳まで計算しているが、こんな仕事は行政の連中がやることで、運動主体は「これで仲間が納得して動くか」という観点から、要求を吟味することに傾注せねばならない。

　この点は(2)の「法案」に関しても言える。(1)が現行法体制下での要求であるとすれば(それは釜ヶ崎の地域限定のものであるが)、(2)はもはや釜ヶ崎地域対策ではなく全国のホームレスヘの対策の法案としてまとめられている。(1)と(2)はまるで整合性がなく、論理的にも結びつきが見られない。「100億出してくれたら何とかなるわな」と実現の可能性を度外視して釜ヶ崎労働者が納得したとしても、(２)の法案は、自分たちとはまるで関係のない世界の物語である。「法案」作りなどは役人らがやることであって、運動主体は国や地方自治体を攻めに攻め込んで、連中がギブアップし、どうか共同作業として法案作成に協力して欲しいという段階になって初めて、法案(案)を提起すればいいだけの話しだ。あるいは、こういう法案でどうでしょうかとお伺いを立ててくるような力関係があって初めて、運動主体当事者の意見が反映されるのであり、国との力関係においてまったくの白紙状態の中で、自分たちで法案をつくってこの通りにやれと要求するなど、滑稽極まりない。こんなものは、国に相手にされないだけでなく、なめられるだけであり、運動にとっては桎梏となる。

　「要望」の実現は100%不可能な絵空事である。

　「要望」の提出は、運動にとってはマイナスしか生み出さない。

　「要望」は労働者の政治によって支えられず、結果は破産と失望だけである。

　よって「要望」の提出は見送るべきである。これが私の最初の結論だ。

　闘いへの求心力は単純明快な労働者の怒りに触れるかどうかだ。「要望」が却下されて釜ヶ崎労働者は心からの怒りをこめて暴動に起ち上がるか?石ころを権力に投げ付けるか?この一点からしても「要望」は労働者には通用しない代物であることは明白であろう。

②運動が目指していくもの－野宿労働者問題解決への方途

　地域約な違いがあるとは言え、失業の末に野宿を余儀なくされ、野垂れ死にの淵から生き抜く闘い進めている東西の運動において目指すべきものは、底辺・下層労働者の抱える問題を自らの力で解決していくことで一致するであろう。地域ごとに違うのは野宿労働者主体が野宿から脱する道筋をどのように展望し、どのようなものを現実可能なものとして要求しているかの問題であり、そのプロセスの相違は権力との力関係や労働者主体の意識の差－団結の中身から、当然ながら生み出されてくる。

　しかしながら「要望」(2)で展開されている内容は、そうした各地域での苦闘を全て捨象してしまい、「これが解決策だ」とばかりに展開されている。ここにはもはや釜ヶ崎独自の地域性すらなく、全国的に普遍化した解決策(案)があり、これが全て実現されれば野宿労働者問題は解決すると言わんばかりの主張である。ホームレス問題全体に関わる重要な提起を、釜ヶ崎の独自判断で勝手に出されてはたまらない。

　さらに内容について言えば、第2回ホームレス問題連絡会議で地方自治体が出した要望にほとんど乗っかかり、全国各地に支援センターをつくれという話しになっている。野宿労働者が存在し、生活保護法では保護できない者のいる地方自治体は全国の全ての自治体ではないのか。そうすれば、センターを各地につくり、労働者は全国に分散化させられる。

　「法の成立とそれに伴う野宿者対策の全国化は、野宿生活者対策の特定地域への偏在を防ぎ、野宿生活者の特定地域への集中を防ぐことにもつながる」－「要望」(2)

　開いた口がふさがらない。これでは地方自治体が言う「うちにばっかり集まってたまらない」という論理と一体化し、地方に分散させようという動きに相乗りしてしまう。まさか反失連が、「釜ヶ崎にばかり来やがって！」と思っているわけではあるまい。これでは闘いを担おうとする労働者を地方に分散・分断させて、結びつきを計るどころかバラバラになる結果しか生み出さないではないか。究極的に突きつめれば、法案は釜ヶ崎の寄せ場の存在自体の解体へと手を貸し、労働力がプールされる寄せ場(それは資本にとっての利用価値だけでなく、労働者の闘いの根拠地でもある)の存在意義を自ら否定してしまうことにもなる。ここに(1)との整合性が全くない一つの根拠がある。

　現在野宿を余儀なくされている労働者たちは、対策があるから都市に出てきたわけではない。地方で失業した者は仕事を求めて、都市に出ればなんとかなるのではないかと流失してくるのだ。失業－野宿はその結果であり、地方の者は地方に対策があるからと言っても、やはり仕事を求めて都市へと出てくる。これはこの国の構造であり、日本資本主義が始まってからずうと変わりはしない。

我々はこの都市への流出と集中を「強いられた存在状況を敵を倒す武器に転化」し、野宿労働者の密集居住地城を闘いのベースとして打ち固め、野宿者運動を進めてきた。

仲間が集まっていることは我々の有利な条件である。

そして仲間が集い、結びつき、行動してはじめて、行政は対策を講じる。

こうした運動のダイナミックな前進なしに国が、運動も何もない地域で支援センターなど作るはずもない。仮に作ったとして、それこそ排除と隔離・収容の強制施設になるだけである。

　我々が追求すべきは、国に対して「全国各地に野宿生活者支援センターをつくってくれ」と要望することではなく、全国に散在する仲間との結合とその地域・場での仲間の起ち上がりを促していくことではないか。その視点を抜きにセンターが開設されることが本当に実現されると考えているのなら、それこそ夢想であろう。

　要求は常に具体的でなくてはならない。

　野宿から脱するための施策のプランを極めて現実的に考え、「仕事をよこせ!生活を保障しろ!」というスローガンを現実のものとしていくことは、運動を担う主体の責務である。政治スローガンがそのまま労働者の中に浸透していくことはありえず、労働者は具体性の中に活路を見いだし、行動を起こす。

　しかしながら、野宿労働者の闘いは一足飛びの問題解決を目指せるほどの力量を持ち得てはいない。と同時に、資本主義社会の構造的な支配の下で生み出された野宿労働者の問題を、それこそ根本的に「抜本的な対策」で解決しようとすれば、労務支配の問題に踏み込まざるを得ず、悪質業者や手配師との日常的な攻防と共に、労働行政への闘いを進めていかねばならない。日雇全協の提起する「反失業問題と労働争議を両輪とする大衆運動路線」とは、根本の問題に突き当たり、それを一つづつ突き崩していく闘いの戦略だ。

　我々は未だ、労働支配領域の闘いには部分的にしか着手しえていず、生存権獲得のための民生行政との大衆的な攻防の途上にある。

　「相談から10日以内に職業を斡旋する」など、革命でも起きない限り考えられない。

　我々が目指すのは、野宿という生活形態の解消を上からの政策で計ることではなく、野宿から脱する意思を持った労働者が、その困難な壁を一つづつ乗り越えていくための選択肢を増やしていくこと、その中に行政の対策を位置づけ、ひとつづつ対策を引き出していく大衆運動の方向性を示していくことだ。

　どうしたら野宿から脱することができるのか。野宿に至れば何に困り、何があれば自活への道が開けるのか。何も行政の対策だけが方法でもあるまい。

　全都レベルで獲得目標に掲げている自立支援センターも、労働者の入所の意思と野宿から脱する強い意欲、そして困難な求職活動の中で自力で職を獲得する努力があってはじめて、有効活用されうるのであり、センターの開設自体が問題の解決ではない。

　また、自立支援センターが万能かと言えば、野宿全体に普遍化できる事業内容にはなっておらず、常用仕事を探す比較的若い労働者層で、多重債務やアルコール問題を含む疾病、複雑な家族問題などを抱えた労働者たちには他の対策が求められていくべきである。

それでも全都実は自立支援センターを唯一の獲得目標にしてこの一年間行動を起こしてきた。我々の方針が労働者に通じ、500名規模の大衆行動を展開できたのは、一人一人に丹念にセンター設立の意義を訴え、これを突破口にしたいという労働者の意欲を引き出してきたからに他ならない。万能の解決策など不異であり、できるところから始め不十分点をえぐり出し、それを克服する方途を示していく中で、労働者は能動的に闘いに参加する。

　また、「要望」の別紙提出方法によると、連合や民主党、解放同盟などとの協力態勢を取り、彼らとの関係上の配慮から名を連ねる部分を制限する旨の記述がある。

　もはやこの「要望」は・労働者に向かって書かれたものではなく、外枠の支援勢力との関係、及びそうした支援勢力の力をテコに大阪府市を突き動かそうとする意思が明らかである。こうした政治的いとを持った「要望」－労働者自身の声によって支えられているのではなく、利用主義的な政治意識－意思に支えられたものに、全都実がなぜ協力しなくてはならないのか。

　今一度、じっくりと討論する必要がある。

　このような刺激的な表現で意見提起をせざるをえないのも、地域ごとの違い性は所期のものとして認めたとして、その違い性を仲間の利益という一点において埋めていく作業が必要であると考えるからだ。このままでは、東京にいた労働者が大阪に行って、主張していることが全然違うという結果を招いてしまう。

　まずお互いの相違点を明らかにしましょう。その上で、何故違い性があるのかを解き明かしていきましょう。運動主体の持つ思想性に基づくものであれば、その点から論議していきましょう。戦略上の違いに基づくものであれば、目的とその方法諭について論議しましょう。全国野宿労働者の利益のために、各地の運動主体の統一した行動を統一した労働者の意思として打ち固めるために･･･。（99.4.26)）

新宿連絡会/山谷争議団　Ｈ氏からの意見についての私的見解　Ｍ

「①運動の作り方についてー現実可能な要求とそれを実現させる大衆行動」について

　①で言われていることは、『１００億円要求が夢物語であり、内訳の計算は行政がやることだ。運動主体は、様々ある課題の中から、一番優先されるべき問題を要求として練り上げ、権力との彼我の力関係の中で現実可能なラインを判断し、要求内容として確定していかねばならない。重要なのは、その要求を我が物としようとする労働者の意思である。運動主体は「これで仲間が納得して動くか」という観点から、要求を吟味することに傾注せねばならない。』ということでしょうか。

「意見」の後段では、『　要求は常に具体的でなくてはならない。　野宿から脱するための施策のプランを極めて現実的に考え、「仕事をよこせ!生活を保障しろ!」というスローガンを現実のものとしていくことは、運動を担う主体の責務である。政治スローガンがそのまま労働者の中に浸透していくことはありえず、労働者は具体性の中に活路を見いだし、行動を起こす。』と書かれていますが、１００億円要求が政治スローガンであるとの判断に立たれているとすれば、具体的であっても、金額の大きすぎるものは夢で、５億円ぐらいなら現実的な要求ということになりますか。『権力との彼我の力関係の中で現実可能なラインを判断し、要求内容として確定していかねばならない。』と書かれていますから。

　そして、『労働者の意思＝政治に裏打ちされていない要求は、負け戦を前提とした犬の遠吠えで』ある、と。

　釜ヶ崎反失業連絡会は、「労働者の意思」に裏付けられていない団体であるから非現実的な夢を打ち出していると。

　ところで、『野宿から脱するための施策のプランを極めて現実的に考え、「仕事をよこせ!生活を保障しろ!」というスローガンを現実のものとしていくことは、運動を担う主体の責務である。』のに、『１００億円要求が夢物語であり、内訳の計算は行政がやることだ。』。と指摘するのは矛盾ではないでしょうか。

　釜ヶ崎反失業連絡会は、1993年9月27日に以下の要求書を提出しています。

　Aの①については、府市合同の「愛隣総合対策検討委員会」が持たれ、やや抽象的ですが行政も責任を持つ形で報告書が作成されています。そこでは生活ケアセンターの有効性と就労対策の必要性が書かれています。国への要望は、大阪市の国に対する予算重点要望の中に、一項目として格上げして要望されている点で不十分ですが、実現しています。

　Bの②のイについても、規模の点で不十分ですが、府・市の清掃事業として実現しています。

　Bの⑧についても、全く不本意ですが、臨時生活ケアセンター・センター夜間開放・テント村・乾パン支給・毛布・敷きマットの提供などの形で少しは現実化しています。

　これらを実現するために、多くの労働者がデモや野営闘争に参加してきました。三角公園での炊き出しも反失連の仲間である「勝ち取る会」で続けられてきました。

　清掃事業への仲間の登録は２０００名に達しようとし、センターとテントを会わせると１３００名を越える労働者が夜露を凌いでいます。炊き出しでは常時２０００名近くの労働者に一食を提供しています。

　『私は反失連の野宿労働者を主体として培ってきた運動には多くのものを学び、敬意を払う。』と書かれているが、指摘の中で書かれていることは、反失連の運動に対する最大の侮辱ではないでしょうか。なにをもって、反失連が『労働者の意思＝政治に裏打ちされていない・・・負け戦を前提とした犬の遠吠え』をする団体といわれるのか。何を以て夢といい、何を以て具体的・現実的というのか、逆に問いたい。

☆…………………………………………………………………………☆

　大阪府知事

大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　釜ケ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（略称・釜ケ崎反失業連絡会）

　現在の釜ケ崎（あいりん地区）における府・市行政施策の基本枠組みを規定しているのは、一九六六年に佐藤大阪府知事と中馬大阪市長の連名で国に提出された「スラム対策に関する要望書」並びに「労働総合施設構想」であり、それに基づいて建設・運営されている「あいりん総合センター」であると考える。釜ケ崎が単身日雇労働者中心の街へと移りかわる過程での数回の「暴動」が、行政の対応を引き出したものであるといえる。その施策が、労働者の生活環境改善に一定の役割を果たしてきたことは認められる。しかし、『青空労働市場から屋内での明るい就労あっ旋へ』というのは、単に屋根がついたというだけに留まり、実質は『相対方式－相互選択管理方式』という公的機関の関与しない青空労働市場でしかないことは、一九九二年七月に起きた求人車輌焼き打ち事件が示しているところである。『相対方式』は結局、職安法の精神を踏みにじって就労に悪質な手配師・人夫出しを介在させ続けたものであり、就労機会の保障の責任から行政が逃げ出す口実となったものである。労働者が行政の窓口を嫌ったから『相対方式』となったというのは事実ではない。単に、行政の直接おこなう仕事紹介の方が、手配師が介在するよりも賃金が安かったからである。行政が、手配師・人夫出しに配慮して低めの賃金設定をして紹介をしたから労働者が嫌ったというのが事実ではないか。

　住宅についていえば、地区労働者の主要部分を占める単身労働者が生活するに充分なものがないままにきている。

　さらに言えば、一九九〇年、一九九二年の「暴動」は、「あいりん総合センター－市立更生相談所」の釜ケ崎行政体制に破産が宣告せられたものであると考えるべきである。

　日本全体の高齢化問題は、釜ケ崎に一早く切実な問題として登場している。それは釜ケ崎の労働者の生活実態に規定され、政府が基準としている年齢に関わりなく「高齢者問題」として現れている。労働者の高齢化は、仕事の増減に対する対応の柔軟性を甚だしく低下させ、仕事がなくとも釜ケ崎に踏み留まらざるを得ない層を増加させる。また、これまで釜ケ崎と無縁に建設業界で働いて来た労働者の中でも、高齢により就労日数を減少せざるを得なくなった層が、アブレ手当てを生活費の補助とするために、釜ケ崎への移住を開始している。さらに、政府の高齢者対策の不十分さから、生きる手立てをわずかに釜ケ崎に求めて来る人々も一層増加する。それらの現象は、政府の高齢化対策対象年齢ボーダーライン問題の釜ケ崎集中化現象とも言うべきものである。釜ケ崎は今後より困難な課題を抱えることになると予想される。

　以上の認識に基づき、以下のことを要望し、誠意あり、且つ実のある回答を要請する。

（外国人労働者も今以上に厚い層をなして釜ケ崎に定着することになると思われるが、それについては別途要望書を提出する。）

　要　望　の　事

Ａ・長期的課題

①府・市連名で国に対し、「釜ケ崎総合対策に関する要望書」を提出されたい。

　　本来、釜ケ崎日雇労働者の存在は、日本全体の経済や政府の政策に起因するものであ

　り、大阪府・大阪市の二自治体だけが責任追求され、財政負担して対処しなければなら

　ないものではない。また、現行行政制度では運用上問題に対応しきれない面もある。よ

　って、現状内での精一杯の問題解決へ向けての努力を前提としつつ、より根本的対処に

　むけて国に責任を取らせる要望書が提出されるべきである。

　　そのために、府・市それぞれに諮問機関を設置されたい。なお、諮問委員メンバーに

　は釜ケ崎現地で活動する団体から推薦されたものを必ず含め、府・市で調整した上それ

　ぞれの諮問委員メンバーの半数以上は意見調整を容易とするために府・市両諮問委員会

　兼任となるようにすること。

Ｂ・緊急課題

①日雇労働者の就労保障制度を確立されたい。

　　これまで日雇労働者の就労可能性は、景気の好・不況や季節によって大きく左右され

　るがままに放置されてきた。しかしながら、日雇労働者の存在が皆無になるということ

　はこれまでなかったし、これからもありえないであろう。そのことは、日雇労働者の存

　在が現状の日本社会では欠くことのできないものであることを示している。であるなら

　ば、景気の好・不況にかかわらず、一定数の労働者が安定して就労できる制度を設け、

　層としての日雇労働者の社会的認知が高められなければならない。それは、業者を啓蒙

　してなされるのではなく、公共事業落札業者への吸収率の義務付けなどの実効性のある

　規定を設けた制度として実現されるべきであると考える。

　　日本社会に必要があって存在している日雇労働者の就労保障制度を早期に確立された

　い。

　　具体的には、すでに第一次石油危機当時より東京都で実施されている、公共事業への

　日雇労働者吸収制度ならびに福岡県のものを参考に、「あいりん職安」に紹介窓口を開

　設し、府・市発注の公共事業への日雇労働者就労保障制度を実施すること。

②あいりん職安南分室の現在の職務の上に、次の機能を加えられたい。

　イ・軽作業紹介窓口を開設されたい。

　　　軽作業紹介窓口は登録制、且つ輪番制とし、発足当所において最低一日五百人分の

　　職業紹介を確保するよう努めること。その後、登録数に応じ最低二日に一度就労保障

　　できるよう大阪府が府下自治体へ協力を要請し、求人数の確保に努めること。賃金日

　　額については、現行雇用保険一級印紙貼付を目標とすること。各自治体などでの就労

　　の場合、雇用保険印紙貼付については、スタンプ代用などを考慮すること。

　ロ・分室敷地に高齢労働者支援センターを建設、以下の業務をおこなうこと。

　　○自分たちで就労先を開拓し、仕事を回しあっている労働者グループについて、事務

　　　・連絡場所を提供し、小なりといえども企業活動となるように援助・育成する。

　　○内職的共同作業場を設け、運営をおこなう。

　　○年金その他社会福祉制度活用についての相談業務。

　　○仕事以外での社会参加の可能性を広げるためのボランティア養成講座など、高齢労

　　　働者の能力拡充のための成人学級の運営。

③毎年、繰り返される梅雨時期（四月ー七月）と年末年始の仕事減少については、特出し

　（特別就労事業）をおこなうこと。

④白手帳（雇用保険日雇労働被保険者手帳）の運用について

　イ・新規発行については、制約をもうけることなく、交付を申し出たものに対してすみ

　　　やかに交付すること。

　ロ・傷病・労災などの事情で窓口に出頭することができず、手帳更新時期を逸したもの

　　　については、再交付扱いとせず、通常の更新扱いとすること。

　ハ・「不都合」により「罰金」を請求される立場にある元手帳保持者については、職安

　　　が被った実害のみの請求にとどめ、「罰金」部分請求は猶予すること。

⑤健康保険（日雇特例被保険者）制度について

　イ・「みなし」適用における休業保障の等級を引き上げること。

　ロ・現行制度では健康保険印紙を貼付しているものでも、一度入院などで健康保険印紙

　　　が貼付できない状態になった場合、再び働いて印紙を貼り被保険者の確認を受ける

　　　のは三月目からになる。その間は、無健保状態となる。例えば、一ケ月毎に健保の

　　　資格確認をうけているものが、胃カイヨウで一ケ月入院したとすると、退院後には

　　　健保の資格がないことになり、歯医者にもいけなくなる。

　　　　これは制度上の不備であり、休業保障受給停止後二ケ月については、無条件に資

　　　格の継続を認めるー確認スタンプを押すー措置をとることとされたい。

⑥単身労働者用低家賃勤労者住宅を地区内あるいは隣接地に建設すること。

⑦大阪市更生相談所条例を見直すこと。

　　施設収容第一主義を改め市更相相談受付者についても、簡易宿泊所を居所とした居宅

　　保護の基準を加えること。

⑧「ホームレス・シェルター」を設置すること。

　緊急的に、南海電車天下茶屋線跡地に越年臨泊並のプレハブ二棟を建てること。

　設置にいたるまでは、現地野宿者援助活動団体に補助金をだすこと。

⑨「越年対策」のありかたを見直すこと。

　イ・あいりん職安は年末年始においても業務をおこなうか、あるいは、一二月末日に翌

　　　年一月について受給資格が確認できる者については、職安休日分について前払いの

　　　特例措置をとること。

　ロ・臨時宿泊所の設置場所を地区隣接地に求めること。

　ハ・大阪府においても状況の正確な把握を期すために、職員を派遣・常駐させること。

⑩釜ケ崎労働者が「技能士」の資格を持つことのできる道を開くこと。

　技能士養成講座・職歴の代替証明の発行など。

⑪なお一層各種工事への日雇労働者吸収を図るための努力をおこなうこと。

⑫現在多数の野宿者が存在することの行政責任について明らかにすること。

　原因と対応について、

⑬本要望書について、現在開催されている議会に提議されたい。

⑭本要望書について、一〇月一五日までに、話し合う場を設定されたい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　　上

一九九三年九月二七日

☆…………………………………………………………………………☆

　『(2)の「法案」に関して』、『自分たちとはまるで関係のない世界の物語である。「法案」作りなどは役人らがやること』と書かれています。この中で書かれている『自分たち』とは、誰を指しているのでしょうか。Ｈさんを含めた新宿連絡会/山谷争議団の人たちのことなのでしょうか、それとも釜ヶ崎労働者のことでしょうか。Ｈさんを含めた新宿連絡会/山谷争議団の人たちのことであればともかく、釜ヶ崎労働者のことを指すのであれば、釜ヶ崎にいるものとして根拠を教えていただきたいと思います。

　『連中がギブアップし、どうか共同作業として法案作成に協力して欲しいという段階になって』いないからだ、というのは、単なる判断の違いに過ぎません。

　釜ヶ崎では少なくとも、昨年６月に行った調査によって日々野宿を余儀なくされる仲間が増えていること、そして、増えている中身は決して釜ヶ崎にもとからいた仲間だけでなく、野宿をせざるを得ない状態になって初めて全国から、釜ヶ崎・その周辺に来た仲間も含まれていることを確認しています。もっとも、これは日常的な体験の中ですでに皆が知っていることを、数字化し再確認したにすぎませんが。

　ですから、地域限定でない対策も釜ヶ崎労働者や野宿を余儀なくされている仲間にとってわかりやすい状況に、少なくとも釜ヶ崎にはあると考えます。

　元々釜ヶ崎労働者は全国から集まり、日本各地へ出かけて仕事をしています。対策を全国化して考える発想は、自己の生活体験からしてもなじみやすい素地があるといえます。

☆…………………………………………………………………………☆

野宿者簡易アンケート集計結果（98年6月29日午後6時～6時30分実施）

センター夜間解放にともない乾パン配布が午後７時から行われている。乾パンを受け取る労働者は午後５時にはすでに列をなしている。連日1,800名を越えるその集団の性格を把握するために、聞き取り調査が企画され実施された。

午後６時にセンターのシャッターが一時閉まるまでに、乾パンや毛布などを運び込み、6時45分に一部のシャッターが開いて、ブルーシートを敷く作業が始まるまでの時間を利用して、夜警メンバーによって聞き取りが行われたので、全数調査というわけにはいかず、列の先頭から聞き取りを始め541名の聞き取りに留まった。列の先頭部分と他の部分とに性格の違いがあるかどうかは検証できないが、おおむね大差はないものと思われる。聞き取りの項目は次のとおり。

１． 年齢　２．釜ヶ崎に来て何年か　３．野宿をして何ヶ月か　４．主にどこで寝ているか

単純集計

１． 年齢

年齢 30-34 35-39 40-44 45-49 50-54 55-59 60-64 65-69 70-74 不明 合計

人数 3 17 30 83 104 136 125 33 6 4 541

平均―54.7歳・中央値―56歳・最頻値―60歳・最小―32歳・最大―73歳

上の棒グラフと円グラフは、５歳きざみで作成した今回調査の年齢構成である。

左の棒グラフと折れ線グラフを組み合わせたものは、あいりん職安の白手帳の年齢構成（97年3月末現在）と比較したものである。平均年齢は53.5歳で、今回調査より1.2歳若い。

今回調査の方が、45-59歳の割合が低くなっているものの、全体としては、似通っているといえよう。このことは、野宿を余儀なくされる層が特定の層（高齢・病弱）ではなく、釜ヶ崎日雇労働者全体にわたっていることを窺わせるものであるといえよう。仕事の落ち込みと照らし合わせて考えれば、当然といえる調査結果ともいえる。

２． 在釜年数

在釜年数 0-1 1-5 6-10 11-15 16-20 21-25 26-30 31-35 36-40 41-45 46- 不明 総合計

人数 55 113 104 57 90 19 48 18 25 6 1 5 541

平均―14.2年・中央値―10年・最頻値―10年・最小―0.5年・最大―５１年

在釜年数は正規分布（平均値を中心として左右対称）を示しておらず、それぞれの山に特有の性格があることを示している。それぞれの山の特質を説明するものは、釜ヶ崎の歴史であり、日本経済の動向である。

1960年以前の第一次釜ヶ崎拡大期の山、1970年以前の万博準備期の山、1980年以前の景気対策としての公共投資拡大期の山、そして、バブル期と震災復興期。

だが、ここ数年は、仕事量との関係が逆転しているように思える。釜ヶ崎で仕事が減少し続けているここ3年間に127人もの増加を見ている。１年未満も１割存在する。

もはや釜ヶ崎に仕事を求めてくると言うことではなく、世間一般の不況が厳しく、「一般水準」の生活を維持できなくなった層が、生きる余地を求めて、身の置き所も求めて、釜ヶ崎へと集まり始めていることを示しているように見える。

２日 ４日 ５日 ７日 １２日 ２０日 １ヶ月 ２ヶ月 ３ヶ月 ４ヶ月 ５ヶ月 ６ヶ月 ８ヶ月 ９ヶ月 １０ヶ月

1 1 1 2 1 1 14 8 7 3 1 9 1 1 2

１年未満の内訳は上記の通りである。一ヶ月までは21名、２ヶ月以上は32名で、センター夜間開放による影響と説明することはできない。

３． 野宿期間

野宿期間 0-1 1-6 7-12 12-24 25-36 37- 不明 総合計

人数 59 376 44 18 14 15 15 541

平均―7.2ヶ月・中央値―２ヶ月・最頻値―１ヶ月・最小―0.5ヶ月・最大―240ヶ月

野宿期間については、多くの説明を要さないほど傾向ははっきりとしている。更にはっきりとさせるために、３ヶ月、つまり今年の3月以降野宿生活に入った人数を示せば374名である。

また、１ヶ月未満については以下の通り。

野宿期間 １日 ２日 ３日 ４日 ５日 ７日 ８日 ９日 １０日

人数 1 1 3 5 2 8 1 1 8

野宿期間 １２日 １４日 １５日 １７日 ２０日 ２１日 ２２日 ２５日

人数 1 10 1 1 10 2 1 1

日々野宿を余儀なくされる層が増え続けていることを示している。

４． 野宿場所

野宿場所 人数

あべの 40

なんば 25

釜ヶ崎周辺 311

四天王寺 26

日本橋 90

その他 46

不明 3

総合計 541

釜ヶ崎周辺で上がっている地名は、「山王町・鶴見橋・花園・センター」など。

その他で上がっているのは「恵美須町駅・津守・玉出・大阪城・ドヤ」など。

ドヤが上がっているのは、「主に寝る場所」という問いかけによるものと思われる。野宿はしているが、月の半数近くは、アブレ手当や仕事に就くなどの収入でドヤに宿泊する層が含まれていることを示すものである。ここでも、「現役」と「野宿」の差がなくなってきていることが窺われる。

５． 来釜年齢（推定）と在釜年数

 在釜年

来釜年齢 0-1 1-5 6-10 11-15 16-20 21-25 26-30 31-35 36-40 41-45 46- (空白) 総計

0-14 2 2

15-19 1 1 6 3 1 12

20-24 1 1 1 9 4 11 1 28

25-29 1 4 3 6 4 9 10 4 41

30-34 8 7 6 24 4 21 4 4 78

35-39 4 7 21 16 24 7 7 86

40-44 5 15 19 15 28 2 84

45-49 12 27 32 13 6 1 91

50-54 9 24 11 3 2 49

55-59 15 19 6 40

60-64 7 6 1 14

65-69 3 4 7

(空白) 2 2 5 9

総計 55 113 104 57 90 19 48 18 25 6 1 5 541

年齢から在釜年数を差し引いて来釜年齢を求め、あらためて在釜年数とクロスさせたものが上の表であり、下のグラフである。

55歳以上の高齢で釜ヶ崎に来た人々の総てが、在釜年数10年未満であり、60歳以上では5年未満であることが、釜ヶ崎の新しい問題（日本の高齢社会化の問題）を指し示している。

６．簡単なまとめ

6月29日に列を作った人々の８割強が今年に入って野宿を余儀なくされている。その半数近くは、10年以上釜ヶ崎で働き続けてきた。彼らに必要なのは、明らかに仕事である。それが満たされなければ、福祉対策による寝場所と食が必要である。野宿期間の集計から見て対策は急を要する。

釜ヶ崎の労働者の失業問題と労働者の高齢化にともなう問題とがここに見える。それが主要な問題点である。

その上に、新しい問題が加わってきている。在釜年数と野宿期間が同一あるいは接近した層の出現である。これは、日本全体の高齢化の問題であるし、大不況のもたらした問題でもある。今回の調査では大きな比重を占めていないが、拡大しつつあることを示している。

これは釜ヶ崎の問題ではないが、今や釜ヶ崎で解決が迫られている課題となった。

これまでの説明は、回答者の範囲に留まるものかも知れない。列の先頭部分と中段部分、後段部分がほぼ均質であるとすれば、少なくとも1、500人について説明するものである。さらに、５月下旬に確認された3,422人についても説明するものであるかも知れない。

 野宿期間

在釜年数 １ヶ月未満 ６ヶ月未満 １年未満 ２年未満 ３年未満 ３年以上 (空白) 総計

0-1 10 40 2 3 55

1-5 13 75 13 4 4 3 1 113

6-10 7 82 5 3 1 3 3 104

11-15 8 44 1 2 2 57

16-20 10 56 8 4 5 6 1 90

21-25 2 14 2 1 19

26-30 6 32 5 2 1 2 48

31-35 2 8 4 1 2 1 18

36-40 1 18 2 2 1 1 25

41-45 5 1 6

46- 1 1

(空白) 1 1 3 5

総計 60 375 44 18 14 15 15 541

☆…………………………………………………………………………☆

　『「法案」作りなどは役人らがやること』であるけど、泣きついてくれば『法案(案)を提起す』る、ということですから、『「法案」作りなどは役人らがやること』とだけ考えているのではなく、『法案(案)を提起す』ることも『運動主体』の視野の中にあることは確認されますね。先に書きましたように単なる判断の違い、到達段階の認識の違いにつきると思います。

『闘いへの求心力は単純明快な労働者の怒りに触れるかどうかだ。「要望」が却下されて釜ヶ崎労働者は心からの怒りをこめて暴動に起ち上がるか?石ころを権力に投げ付けるか?この一点からしても「要望」は労働者には通用しない代物であることは明白であろ。』

　これはあまりにも、『労働者の怒り』や『暴動』を抽象化した考えです。国への要望提出が運動のすべてではありませんし、「要望」が受け入れられるということが完全な運動の到達点でもありません。要望提出は選択可能な一つの方法であり、「要望」の獲得はあらたな運動の出発点にほかなりません。

　国への「要望」は新しいシステムを作れということに他なりません。それが達成されなかったからと言って、既存のシステ＝労働や民生に関わる行政システムが免責されるものではありません。また、達成されたとしても、府や市への要求行動は続けられるし、出先機関の追求も強められるでしょう。その具体的な対象に向けられた要求・行動こそが運動の基盤であることに変わりはありません。

　『「要望」が却下され』るという状況は、国も地方自治体も何もしないということを示します。ようするに、野宿を余儀なくされている労働者にとって八方塞がり、路上死という死刑宣告を受けたに等しい状況といえます。そうした状況に立ち至ったとき、追いつめられたとき、Ｈや新宿連絡会/山谷争議団の人たちは、釜ヶ崎の労働者が立ち上がる気力を失っているだろうと予測されるのですか。これは釜ヶ崎労働者に対する、野宿を余儀なくされている人々に対する侮辱以外のなにものでもありません。

　いかなる意図・目的を持ってかかる侮辱を加えられるのか問いたい。

　「国への要望」という一つの方法に、過大な幻想・すべての解決を夢見ているのは、あなた達の方ではないかと、私には思えます。

『②運動が目指していくものー野宿労働者問題解決への方途』について

『地域約な違いがあるとは言え、失業の末に野宿を余儀なくされ、野垂れ死にの淵から生き抜く闘いを進めている東西の運動において目指すべきものは、底辺・下層労働者の抱える問題を自らの力で解決していくことで一致するであろう。地域ごとに違うのは野宿労働者主体が野宿から脱する道筋をどのように展望し、どのようなものを現実可能なものとして要求しているかの問題であり、そのプロセスの相違は権力との力関係や労働者主体の意識の差－団結の中身から、当然ながら生み出されてくる。』そうですね、そして、反失連は、先に述べた調査や日常感覚から『釜ヶ崎独自の地域性』が要請する対策として、『全国的に普遍化した･･･(案)』を考えたのです。

『ホームレス問題全体に関わる重要な提起を、釜ヶ崎の独自判断で勝手に出されてはたまらない。』のなら、新宿連絡会/山谷争議団や本田さんも『独自の地域性』を踏まえた対案をお出しください。案文を批判し、訂正を求められるのであれば、よく読んで批判してください。

『内容について言えば、第2回ホームレス問題連絡会議で地方自治体が出した要望にほとんど乗っかかり、全国各地に支援センターをつくれという話しになっている。』とされていますが、これは誤読です。

　東京都が要望の中で『東京都と特別区が共同で計画している自立支援センター事業について、国の施策として位置づけていただきたい』とし、労働省が４月５日の時に、『野宿者対策としては、自立支援センターでの生活相談の中で何か考えたい。』といっているのは知っていますが、「法案」で言う『支援センター』は全く別物です。

『全都レベルで獲得目標に掲げている自立支援センターも、労働者の入所の意思と野宿から脱する強い意欲、そして困難な求職活動の中で自力で職を獲得する努力があってはじめて、有効活用されうるのであり、センターの開設自体が問題の解決ではない。』と書かれています。全都レベルで真剣に取り組まれていることを、現場の様子過程をよく知らない立場で「評論」したくはないのですが、この文言だけから読みとれることと限定をつけた上であえていえば、施設建設だけで行政を免責し、すべての責任（＝入所の意思と野宿から脱する強い意欲、そして困難な求職活動の中で自力で職を獲得する努力）を労働者に押しつけるものであると思います。しかも、『困難な求職活動の中で自力で職を獲得する』というのですから、『国としては東京、大阪で行われているような行政による雇用創出、就労対策を具体的に考えているのではなく、民間雇用の促進を図ることを基本と考えている。』にまるまる乗っていることになりませんか。このような運動体の言説は、行政システムによる就労保障を要求する反失連の運動にとって足引っ張り以外のなにものでもありません。東京では、個人的に努力すれば職が獲得できる状況にあるのでしょうが、大阪では違う状況にあります。したがって、反失連は、東京都の言う自立支援センター事業などは要求していません。

　「法案」で言う「野宿生活者支援センター」は、「事業計画の策定・実施のための機関」です（法案４の（４））。

　「野宿生活者支援センターの構成は、当該地区の民生行政機関･･･、労働行政機関･･･野宿生活者支援団体」です（法案５）。

　ですから、事業計画は、行政と野宿生活者支援団体が討議して具体的な内容を決めることになります。「事業計画は各自治体毎に策定するもの（法案４の（５））」ですから、各地の実情に応じた対策が実施されることになります。勿論、野宿者自身の立ち上がりと運動主体の力量がなければ、行政の言いなりとなります。「法案」が作るのは、『野宿から脱する意思を持った労働者が、その困難な壁を一つづつ乗り越えていくための選択肢を増やしていく』ための土台と生存のための最低限の対策にしか過ぎません。

『選択肢を増やしていくこと、その中に行政の対策を位置づけ、ひとつづつ対策を引き出していく大衆運動の方向性を示していくこと』、そのための、行政側の受け皿づくりとでもいえるかも知れません。

　最低限の保障として「①野宿生活者からの相談があった当日から対応できる食と居住空間の提供事業　②野宿生活者が相談日から１０日以内に就労可能な職業斡旋事業　③野宿生活者への医療相談事業」はどこの自治体でも必ず実施することとしています。

『野宿労働者が存在し、生活保護法では保護できない者のいる地方自治体は全国の全ての自治体ではないのか。そうすれば、センターを各地につくり、労働者は全国に分散化させられる。･･･闘いを担おうとする労働者を地方に分散・分断させて、結びつきを計るどころかバラバラになる結果しか生み出さないではないか。』

　これは釜ヶ崎と「東京」で大きく状況が異なるところかも知れません。「東京」では最初から分散状況にあり、全都実への結集が一つの目標となっているのかも知れません。しかし、釜ヶ崎では、野宿を余儀なくされている仲間の常に釜ヶ崎の中及び周辺に集中しています。運動として野宿状態の集中・組織化（＝武器化といってもいいかもしれません）は、８０年代中頃から越冬集中期の闘いとして、また最近では野営闘争として、センター自主管理として進められてきました。しかし、そういった側面とは別に、現実的な空間の問題としては、誤解を恐れず言えば「分散」が課題となりつつあります。ごく簡単に図式的に言えば、反失連のドヤ券要求は８０００人分です。これは多分現在のドヤの空き部屋の上限の数字でしょう。大阪市長は野宿者数１万人といっています。２０００人分の器が不足しています。

　ご指摘は、地理的な集中を指して言われていないと思われます。東京でも一つの区だけで対応せよとはおっしゃっていないようですから。野宿者の存在するところで対応せよ、というのが基本原則だというのは、共通する考えとして確認できると考えます。

『野宿労働者が存在し、生活保護法では保護できない者のいる地方自治体は全国の全ての自治体』であるということは、現在でも野宿者が全国各地に分散していることになります。『センターを各地につく』ると『労働者は全国に分散化させられる。』というのは、自分自身が言われていることの中で、前後で因果関係を逆転させているものだとお気づきになりませんか。

　それとも、各地で支援センターができると野宿者が東京から田舎へ環流してしまう。それでは『闘いを担おうとする労働者を地方に分散・分断させ』運動の力がそがれる。そんなことを心配されているのではないでしょうね。

『地方で失業した者は仕事を求めて、都市に出ればなんとかなるのではないかと流失してくるのだ。失業－野宿はその結果であり、地方の者は地方に対策があるからと言っても、やはり仕事を求めて都市へと出てくる。これはこの国の構造であり、日本資本主義が始まってからずうと変わりはしない。』とおっしゃっているのだから、そんなはずはないわけですが。（私は支援センターでの就労対策が各地でしっかりできれば東京・大阪への集中は止まると考えています。それはそれとして望ましいことだと考えています）

　だとすれば、ますます、『センターを各地につく』ると『労働者は全国に分散化させられる。』といわれることが理解できないことになります。

　新宿連絡会/山谷争議団の人たちやＨさんは、『我々が追求すべきは、全国に散在する仲間との結合とその地域・場での仲間の起ち上がりを促していくことではないか。』と述べられています。残念ながら反失連にはそのような力はありません。現に「運動」が存在する地域に限定してもうまく連携できていない状態ですから。皆さんの遠大なる計画と意気込み・ご努力に頭が下がるばかりです。

　反失連は現に運動体のある地域と、連携・共闘することを重視して、実現を追求する時間をかけ、そのために、要求行動をあえて足踏みさせるという余裕を、「現実」に追われて失っているのが実状です。

☆…………………………………………………………………………☆

河北新報　1999年01月29日金曜日

http://www.kahoku.co.jp/News/1999/01/19990129JY\_01.HTM

ホームレス実態調査へ／仙台

--------------------------------------------------------------------------------

　不況時に増えるとされる特定の住居を持たない「ホームレス」の実態を把握するため、仙台市は３月にも調査に乗り出す。同市内では青葉区のＪＲ仙台駅周辺や西公園、勾当台公園などで、路上生活者の姿が見られるが、このところ病院に運ばれたり、市役所から身寄りのある土地への交通費支給を受けたりする住所不定者が急増している。市民から防犯上の不安を訴える声も出ており、市は取りあえず現状を把握し、今後の対策の参考にしていく方針だ。

　仙台市は平成８年１２月に市中心部で、ホームレスとみられる人についての聞き取り調査をしたことがある。この際は、ＪＲ仙台駅周辺を中心に二十数人程度が路上生活しているというデータが得られた。

　しかし、最近の不況の影響で、急増しているとみられる。市は、救急車や警察を介して病院に運ばれた住所不定者の医療費を肩代わりしており、この「１日外来・１日入院」制度の世話になった人は、青葉区の場合、９年度は４７件で前年度より１２件増えた。本年度は既に昨年１０月末で２７件に達しており、９年度を上回るペースで推移している。

　また仙台市は、お金に困った住所不定者が身寄りのいる土地に各地の福祉事務所などを頼って移動していくための費用として１０００円以内を「移送費」として支給する制度を設けている。こちらも青葉区で９年度は６０４件と前年度から一気に２４５件も増加。本年度は昨年１１月末で６７８件と、既に９年度の年間件数を突破している。

　青葉区保健福祉センター保護課によると、「夜になるとビルにホームレスが来て困る」といった苦情も寄せられるようになった。

　調査は、人権の問題からプライバシーにかかわる内容に踏み込めないなど、難しい側面がある。具体的な手法は市健康福祉局が検討しているが、各区の福祉事務所や宮城県警の協力を得て、人海戦術で実数と生活場所を把握していくことになりそう。ホームレスの中には夏に涼しさを求めて移動する人もいるため、市は春先に調査をすることで、できるだけ実数に迫りたい考えだ。

　市健康福祉局は「大都市では簡易宿泊施設を設けたり、パン券を配ったりしているケースもあるが、結果的にホームレスを増やすとの批判もあり、対応はなかなか難しい。まず実態を把握し、今後どのように対処すべきか、その検討材料として活用したい」と、話している。

-------------------------------------------------------------------------------

熊本日日新聞http://www.kumanichi.co.jp/dnews/990315/kiji1.1.html

＜地域のニュース　午前－１＞　　　　 １９９９年（平成１１年）３月１５日（月）

ホームレス急増　不況反映…つかめぬ実態

 　今月三日夕、上益城郡益城町島田の木山川河川敷で路上生活者（ホームレス）とみられる焼死体が見つかった。まだ身元は分かっていない。長引く不況で全国的にホームレスが大幅に増加しているという。国は今年二月、熊本市など全国の県庁所在地での実態を探り、雇用対策などを協議するため「ホームレス問題連絡会議」を発足させた。（御船支局・藤本英行）

　御船署の調べでは、焼死したのは同所に小屋を建てて住んでいた同郡出身の五十歳代の男性らしい。たき火をした跡があり、暖を取っている最中に焼け死んだとみられる。所持金は二百七十円だったという。

　現場を訪ねた。九州自動車道の橋の下。小屋はマットレスやたんすで作られていたらしいが、全焼して跡形はない。真っ黒な灰が畳一畳分ほど残っているだけだ。焦げた茶碗や空き瓶が散乱し、傍らには調味料が並べられた茶だんす。唯一新しいものといえば今年のカレンダーだけだった。

　熊本市上通町のカトリック手取教会では、食料などを求めて訪れるホームレスが増えている。多い日で三、四人。以前は六十歳前後が多かったが、最近は「三十代など若い人の姿が目立つ」という。

　弁当を提供したり、本人を連れて市役所に生活保護や病気の相談に行くこともあるが、ウイリアム・カリー神父（６３）は「精神的な支えが必要だが、自立の芽を摘んでもいけないので対応は難しい」と話す。

　県内のホームレスの実態は分からない。ただ、身元不明者が行き倒れなどで病院に搬送される行旅病人・死亡人は県内（熊本市を除く）で毎年三十人ほどだが、十年度は二月一日現在で三十九人（うち死亡二人）と、前年度より九人増加している。

　熊本市は三月五日現在で三十九人（同十人）と、前年度より十五人多い。同市福祉企画課は「ホームレスの実態を把握しようとしても、居場所を一日で変える人もおり難しい」という。

　焼死した男性の近くには、別の男性（５５）が昨年秋ごろから居住している。「彼が住み着いたのは昨年末。リヤカーを使って二人で、熊本市内で廃品回収をして一日五千円くらい収入があった。折半して焼酎（しょうちゅう）を飲むのが楽しみだった。亡くなった日も、仕事を終えて昼から一緒に飲んだ。せっかく友達ができたのに」と肩を落とす。

　かつて建設業に携わっていたというこの男性は、過去のことは「…」と言葉を避ける。

　「ここに来る前は熊本市内の橋の下にいた。でも、行政や住民からすぐ立ち退きを求められるので、いやになって出てきた。ここは住民の目が厳しくなくて安心できる」と、飼っている犬をなでながら語った。

　ウイリアム神父の「ホームレスは人間関係に疲れて社会から飛び出す人が多い」という言葉を思い返した。

【写真】 ホームレスが焼死した益城町の事故現場。小屋は全焼したため跡形もないが、残された茶碗やなべ、茶だんすなどの家財道具が生活感を感じさせる

-------------------------------------------------------------------------------

西日本新聞(夕刊) 1998年11月26日

http://www.einter.kix.or.jp/user/bakougai/sinbun01.html

不況､リストラ…生活直撃

ホームレス急増

働き盛り世代目立つ

福岡市､4年前の3倍

　不況が長引く中、職を失って公園などで生活するホームレスの人が福岡県内の都市部で急増している。福岡市の調査によると、市内の公園では四年前の三倍近くに増加。北九州市でも市民グループによる食料支援が昨年の量では足らなくなっている。リストラで失業した働き盛りの世代も目立ち始めたのが最近の特徴。本格的な冬到来を前に、市民グルーブは一時宿泊所の設置や食料などの公的支援を訴えているが､行政側は財源問題もあって今のところ静観の姿勢だ。

　福岡市公園管理課が今年七月末に行った調査によると、市内三十八カ所の公園で確認したホ一ムレスは約百四十〈前回調査時（九四年）の五十五人を大幅に上回っていた。毎月、中央区天神地区など三カ所で支援の食料を配布している「福岡おにぎりの会」によると、四年前の冬は一回約八十食分で足りたおにぎりなどの食料が、昨冬は約百食に増え、今年はさらに百三十食でも足りない状態という。北九州市の市民グループ「北九州越冬実行委員会」も、昨年は､一回百－百二十食分で足りていたが、現在は毎回百四十食分を準備している。両会によると、かつては日雇いの労働者がホームレスになるケースが多かったが、最近では食堂経営者やサラリーマンなどにも広がり、年齢層も以前からの五十代以上に加え、不況でりストラにあった三十－四十代の人が目立ち始めているという。JR博多駅でもホームレスの人は多く、深夜から未明にかけてコンコースを巡回しているJＲ九州の助役は「今は約百三十人が寝ている。若い人や今まで見たことのない顔を見ることもあり、不況の深刻さを感じる。去年は多い時で約百五十人だったが、今年はもっと増えそうだ」と話す。博多駅近くの公園で夫婦で暮らす女性（五四）は「夫が会社を辞めて、半年ほど前からホームレスの生活。腹が減って仕方がない」と言葉少な。別の男性（七五）は「この年齢になると日雇いの仕事も少ない。加えてこの不況。今後が心配」と話していた。カンパなどで支援費用をまかなっている両会は、行政へも救済措置を働きかけてきた。全国では、東京都、大阪市、横浜市、川崎市、名古屋市などが、ホームレスへの食料支援や冬季の宿泊所開設などを行っているが、福岡、北九州両市は「財政負担が大きい」などを理由に、救済には乗り出していない。「公的支援を行うとホームレスがさらに流れ込む可能性が高い。税金投入に市民の理解も得にくい」（北九州市職員）との声も間かれる。\_

　もはや長くなりすぎているようです。少しハショリます。

『究極的に突きつめれば、法案は釜ヶ崎の寄せ場の存在自体の解体へと手を貸し、労働力がプールされる寄せ場(それは資本にとっての利用価値だけでなく、労働者の闘いの根拠地でもある)の存在意義を自ら否定してしまうことにもなる。』とお書きです。それに続いて『現在野宿を余儀なくされている労働者たちは、対策があるから都市に出てきたわけではない。地方で失業した者は仕事を求めて、都市に出ればなんとかなるのではないかと流失してくるのだ。失業－野宿はその結果であり、地方の者は地方に対策があるからと言っても、やはり仕事を求めて都市へと出てくる。これはこの国の構造であり、日本資本主義が始まってからずうと変わりはしない。』ともお書きです。

『これはこの国の構造であり、日本資本主義が始まってからずうと変わりはしない。』のに、『法案』一つが『釜ヶ崎の寄せ場の存在自体の解体へと手を貸』すことになるとはどういうことでしょうか。現実を逆転させてはいませんか、『釜ヶ崎の寄せ場の存在自体の解体･･･プールされる寄せ場･･･の存在意義』が資本主義的には半減してきたから、『法案』が必要な現実を生み出しているのです。釜ヶ崎の現役日雇労働者が半減し、半数が野宿を余儀なくされる現実、それを見据えてこれまでの反失連の闘いがあり、今回の国への要望行動もあるわけです。山谷の状況は釜ヶ崎と大きく違い、山谷ではいまだに『寄せ場の存在自体･･･存在意義』が東京オリンピック以来何ら変わることなく続いているのでしょうか。変わらないのは、変わってならないのは『労働者の闘いの根拠地』としての集団意思です。それは、山谷も釜ヶ崎も異なることなく同意いただけると思います。その他はいわば外皮的要件であり、移り変わるものです。

『外枠の支援勢力との関係、及びそうした支援勢力の力をテコに大阪府市を突き動かそうとする意思』がすべてではないとしても、選択肢の一つとして考慮しないで、どうやって『野宿から脱するための施策のプランを極めて現実的に考え、「仕事をよこせ!生活を保障しろ!」というスローガンを現実のものとしていくこと』ができるのでしょうか。社会の様々な関係の中で、他との連携をはからなければならないことは自明です。そのような視点がなければ、『運動を担う主体の責務』は果たせないと考えます。

『政治的いとを持った「要望」－労働者自身の声によって支えられているのではなく、利用主義的な政治意識－意思に支えられたもの』は理解できませんでした。

『政治的意図』をすべて一般的に否定されるのですか。この場合は、『外枠の支援勢力との関係、及びそうした支援勢力の力をテコに大阪府市を突き動かそうとする意思』を指していると判断されます。それについては先に述べました。

要望が『労働者自身の声によって支えられているのではな』いという断定は抽象的な意味ですか、それとも、具体的に労働者の討論を経ていないからだということですか。支えられているかどうかは、今後の署名活動などの行動の中で明らかにされることだと考えます。『利用主義的な政治意識－意思』、何を以て利用とし、何を以て相互理解の上に立った協力とするか。『彼らとの関係上の配慮から名を連ねる部分を制限する旨の記述』は、協力関係への誠実さとは考えられませんか。

『全都実がなぜ協力しなくてはならないのか。』全都実には協力を求めているわけではありません。同じ課題に取り組む運動主体として、共同の具体的当面の課題を確認しての共闘は求めていますが。

『このままでは、東京にいた労働者が大阪に行って、主張していることが全然違うという結果を招いてしまう。』これは本当に分かりかねます。東京にいた労働者が大阪に来て、どこでどのような主張をしているのでしょうか。Ｎさんのことですか。Ｎさんは新宿連絡会/山谷争議団や本さんたちの意見の代弁者で、その意見・主張が反失連の意見・主張となっていないといっているわけでしょうか。Ｎさんは、反失連のメンバーです。その限りに於いて彼の意見が入れられることもあるし、そうでないときもある。新宿連絡会/山谷争議団やＨさんは、Ｎさんを通じて反失連を操縦しているつもりですか。そういう『政治的意図』は、あまり表に出されない方がいいのではないでしょうか。それが礼儀だと思います。

『このような刺激的な表現で』感想を書かざるを『えないのも、地域ごとの違い性は所期のものとして認めたとして、その違い性を仲間の利益という一点において埋めていく作業が必要であると考えるからだ。』

　相違点は、状況とこれまでの闘いの歴史、到達地点－要求と闘争－幾ばくかの獲得その何回かの繰り返し、などの差であると、個人的に考える。

　状況認識・危機意識に於いても差がある。それは日々目前に見る野宿を余儀なくされている仲間の数から受ける物質的な圧力の差でもある。

　当面は乗り越えられそうもないが、会話は開始されたばかりであり、当面の行動は別にしても、意見交流は必要であると考える。『全国野宿労働者の利益のために』